

前照灯早め点灯運動実施要領

1 目的

夕暮れ時は、車両の視認性の低下による交通事故が多発傾向にあるため、前照灯を早めに点灯することにより、車両の視認性やドライバーの安全意識を高め、交通事故の防止を図る。

2 運動の名称

運動の名称は、『前照灯早め点灯運動』とする。

3 前照灯の点灯時刻の目安

前照灯の点灯時刻は、日没時刻の概ね1時間前とするが、日没時刻が早まる10月から翌1月にかけては「早め点灯4時からライト」として午後4時に統一する。

各月1日の	4月 18:17	5月 18:41	6月 19:04	7月 19:14	8月 18:59	9月 18:24
日没時刻(参考)	10月 17:41	11月 17:02	12月 16:45	1月 16:55	2月 17:24	3月 17:51

4 参加対象車両（道路交通法の自動車区分によらない）

滋賀県内の道路を走行する自動車、二輪車（原付バイクを含む）および自転車とする。ただし自動点灯装置を装着した自転車を除く。

5 実施方法

日没時刻の概ね1時間前から前照灯（自動車、二輪車はロービーム）を点灯するものとするが、可能な限り昼間時間帯や曇天等視界が不良な時も点灯する。

6 留意事項

- (1) 交通対策協議会の推進機関・団体は、次の事項に努めるものとする。
 - ア 社内放送や広報紙(誌)等、広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。
 - イ 「近江路交通マナーアップ運動」街頭啓発時に、のぼり旗等で道路利用者に対し、「前照灯早め点灯」を呼び掛ける。
- (2) 参加車両は、次の事項に留意するものとする。
 - ア 前方車両に威圧感を与えないよう車間距離を十分にとる。
 - イ 進路を譲ってもらったと勘違いするドライバーがあるので、相手車両の動静に注意する。
 - ウ 昼間点灯時は、ハイビームを禁止とする。